

目 次

条 例

津市監査委員条例の一部を改正する条例

津市市税条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市市有林の管理に関する条例の一部を改正する条例

津市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例及び津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

規 則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

告 示

公示送達

公示送達

保管した屋外広告物

国民健康保険被保険者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

予算の公表

公 告

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

事後審査型条件付一般競争入札の執行

負担金（分担金）を賦課する区域

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

事後審査型条件付一般競争入札の執行

条件付一般競争入札の執行

教育委員会告示

教育委員会の招集

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

水道局公告

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

事後審査型条件付一般競争入札の執行

監査委員告示

津市職員措置請求書に係る監査結果

津市監査事務局規程の一部改正

津市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

津市長 松田直久

津市条例第24号

津市監査委員条例の一部を改正する条例

津市監査委員条例（平成18年津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「並びに地方公営企業法」を「、地方公営企業法」に改め、「事業報告書等」の次に「並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

津市長 松田直久

津市条例第25号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第19条中「この条において同じ。）」の次に「、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第1号中「第46条の5」の次に「、第47条の4第1項」を加える。

第34条の2中「、寄附金控除額」を削る。

第34条の5の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第34条の5の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共

同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第34条の6中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改める。

第34条の7第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

第36条の2第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第34条の5の2の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第4項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第38条第1項中「第44条」の次に「、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5」を加える。

第41条中「第47条第1項」の次に「又は第47条の6第1項」を加える。

第44条の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第45条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第46条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）」に改める。

第46条の2の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」に改め、同条中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第47条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）」に改め、同条第1項中「個人の市民税を」を「給与所得に係る特別徴収税額を」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
 - (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
 - (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第44条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。
- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該

特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第47条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属

する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあつては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。））」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額

又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第51条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公益社団法人及び公益財団法人

第54条第1項中「永続期間」を「存続期間」に改め、同条第5項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同条第7項中「第10条の2の7」を「第10条の2の9」に改める。

第56条中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

第131条第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に改める。

附則第4条の次に次の1条を加える。

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の

金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第5条第3項中「前2条」を「前3条」に改める。

附則第6条第3項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第7条第2項中「場合における」の次に「第34条の6及び」を加え、「同項」を「第34条の6」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする」に改める。

附則第7条の3第2項中「場合における」の次に「第34条の6及び」を加え、「同項」を「第34条の6」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の5の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の5の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の5の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の5の2第2項第1号の表の左欄に掲

げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

- (3) 前年中の所得について附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合
100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第18条第1項の規定の適用を受ける場合
100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第16条の3第1項、附則第17条第1項、
附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受ける場合
100分の75

附則第8条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第34条の5、第34条の6、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」を「第34条の5から第34条の6まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び前条第1項」を「、附則第7条の3第1項及び前条」に改め、同条第3項中「前2条」を「前3条」に改める。

附則第16条の3を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1

号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の6まで、第34条の7第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割

の額」とする。

附則第16条の4第3項第2号中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第17条第3項第2号中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とする」を「と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とする」を「と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第19条第1項中「及び附則第19条の3」を削り、同条第2項第2号

中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とする」を「と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第19条の2第2項中「特定管理口座)に」の次に「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第19条の3を次のように改める。

第19条の3 削除

附則第19条の5の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第4項中「第1項の規定の適用」を「第4項の規定の適用」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第19条の5第3項」を「附則第19条の6第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第19条の5第1項」を「附則第19条の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「この条」を「この項」に、「第3項」を「第6項」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第19条第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」

とする。

附則第 19 条の 5 に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

所得割の納税義務者の平成 22 年度分以後の各年度分の法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 2 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第 35 条の 2 の 5 第 3 項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第 33 条第 4 項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第 1 項の規定の適用がある場合における附則第 16 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第 19 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第 19 条の 5 を附則第 19 条の 6 とし、附則第 19 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第 19 条の 5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第 18 条の 4 の 2 第 10 項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第 24 条第 1 項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得

の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第20条の2第2項第2号中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「（平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）」及び「（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8）」を削り、同条第5項第2号中「、第34条の6」を「から第34条の6まで」に、「及び附則第7

条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「の所得割の額」の次に「と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を加え、同条第6項中「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

附則第20条の5第2項中「医療費控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改める。

附則第21条を次のように改める。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 平成21年度から平成25年度までの各年度分の固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附則第26条中「若しくは第53項」を「、第53項」に、「第58項」を「第59項」に、「、第15条の2第2項」を「若しくは第61項、第15条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第54条及び第131条第4項の改正規定並びに附則第3条第1項の規定 公布の日
- (2) 第51条第1項第4号及び第56条の改正規定並びに附則第21条の改正規定、附則第26条の改正規定（「第58項」を「第59項」に改める部分を除く。）並びに次条第1項、附則第3条第2項及び第4条の規定 平成20年12月1日
- (3) 附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定に限る。）並びに次条第20項及び第21項の規定 平成21年1月1日
- (4) 第19条及び第34条の2の改正規定、第34条の5の次に1条を加える改正規定、第34条の6、第34条の7、第36条の2、第38条第1項、第41条、第44条から第46条の2まで及び第47条の改正規定、同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第4条の次に1条を加える改正規定、附則第5条第3項、第6条第3項、第7条第2項及び第7条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定、附則第16条の4第3項第2号、第17条第3項第2号、第18条第5項第2号、第19条第2項第2号、第19条の2第2項及び第20条の2第2項第2号の改正規定、附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定を除く。）、附則第20条の5第2項の改正規定並びに次条第2項から第5項までの規定 平成21年4月1日
- (5) 附則第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第16条の3及び第19条の5の改正規定、同条を附則第19条の6とする改正規定、附則第19条の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第6項から第14項までの規定 平成22年1月1日
- (6) 附則第19条第1項及び第19条の3の改正規定並びに次条第15項から第19項までの規定 平成22年4月1日
- (7) 附則第26条の改正規定（「第58項」を「第59項」に改める部分に

限る。) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第 号)の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第47条の2から第47条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の5の2及び附則第7条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第34条の5の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

4 新条例附則第4条の2の規定は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

5 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第7条の4の規定の適用については、同条中「附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項」とあるのは「附則第16条の4第1項」と、同条第5号中「附則第16条の3第1項、附則第17条第1項」とあるのは「附則第17条第1項」とする。

6 新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の津市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当

該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 1万8,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第16条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第16条の3第1項」とあるのは、「附則第16条の3第1項（津州市税条例の一部を改正する条例（平成20年津市条例第 号）附則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。

9 新条例附則第19条の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第19条の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第16条の3第1項前段の規定により」とする。

10 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

11 市民税の所得割の納税義務者が新条例第33条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第13項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第19条の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第13項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（

平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。) 附則第7条第10項で定めるもの(以下この項及び第13項において「少額配当等」という。) 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの(以下この項及び第13項において「少額配当等以外の配当等」という。) 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

12 新条例附則第19条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第19条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

13 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第19条の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第19条の6第2項の規定にかかわらず、新条例第33条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

14 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第19条の6第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第19条第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第19条第1項並びに附則第19条の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」

とする。

15 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第19条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 9万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

17 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡

所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち津市市税条例の一部を改正する条例（平成20年津市条例第 号）附則第2条第16項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

18 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

19 新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

20 新条例附則第20条の4第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第56条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第26条の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

津市長 松田直久

津市条例第26号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第1条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第2条第1号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同号に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が1級のもの（一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童、乳幼児及び妊産婦を除く。）

第2条第2号から第5号までの規定中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」を「精神保健福祉法」に、「心身障害者」を「障害者（第1号ウに該当する者を除く。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号ア中「入院時食事療養費、」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第3条第1項第3号ア中「心身障害者」を「障害者」に改め、同号キ中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健福祉法」に改める。

第4条第1項中「（就学前乳幼児にあっては、市長が受給資格を有すると認める者）」を削り、同条第5項を削る。

第5条第2項中「就学前乳幼児」を「第2条第1号ウに該当する者」に、「入院」を「通院」に改め、同条第3項中「入院時食事療養費の標準負担額（以下「標準負担額」という。）に相当する額及び」を削り、同条第5項中「から標準負担額に相当する額を控除した額」を削る。

第7条を削る。

第8条ただし書を削り、同条を第7条とし、第9条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市市有林の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

津市長 松田直久

津市条例第27号

津市市有林の管理に関する条例の一部を改正する条例

津市市有林の管理に関する条例（平成18年津市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）」を「独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）」に、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に、「公団造林」を「独行造林」に改める。

第3条第2項中「公団造林」を「独行造林」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

津市長 松田直久

津市条例第28号

津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

津市道路占用料徴収条例（平成18年津市条例第195号）の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市介護保険条例及び津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月25日

津市長 松田直久

津市条例第29号

津市介護保険条例及び津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(津市介護保険条例の一部改正)

第1条 津市介護保険条例(平成18年津市条例第136号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 津市後期高齢者医療に関する条例(平成19年津市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収)」を付する。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合

は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

津市長 松田直久

津市条例第30号

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津市後期高齢者医療に関する条例（平成19年津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項前段中「第4条第1項」を「前項」に、「第1期から第3期まで」を「第1期及び第2期」に、「第4期」を「第3期」に改め、同項後段中「同条第2項」を「第4条第2項」に改め、「同項中」の次に「前項」とあるのは「附則第2項」と、「」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（平成20年度における普通徴収に係る納期の特例）

2 平成20年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 8月1日から同月末日まで
- 第2期 9月1日から同月末日まで
- 第3期 10月1日から同月末日まで
- 第4期 11月1日から同月末日まで
- 第5期 12月1日から同月25日まで
- 第6期 1月1日から同月末日まで
- 第7期 2月1日から同月末日まで
- 第8期 3月1日から同月末日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月30日

津市長 松田直久

津市規則第47号

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成18年津市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の一覧表

被措置者の属する世帯の階層区分		費用の額（月額）	
階層区分	定義	助産施設	母子生活支援施設
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	出産一時金×0.2 + 2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） 出産一時金×0.3 + 4,500	2,200
C 2	市民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯 出産一時金×0.3 + 6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、	円 8,400以下	出産一時金×0.5 + 9,000
		8,400を超え 15,000以下	
D 2	その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000を超え 40,000以下	6,700
D 3	分に該当する世帯	40,000を超え	9,300

	帯	70,000以下	
D 4		70,000を超え 183,000以下	14,500
D 5		183,000を超え 403,000以下	20,600
D 6		403,000を超え 703,000以下	その月における その被措置者に 係る母子保護の 実施に要する費 用の支弁額（そ の額が27,100円 を超えるときは、 27,100円とする。）
D 7		703,000を超え 1,078,000以下	その月における その被措置者に 係る母子保護の 実施に要する費 用の支弁額（そ の額が34,300円 を超えるときは、 34,300円とする。）
D 8		1,078,000を超え 1,632,000以下	その月における その被措置者に 係る母子保護の 実施に要する費 用の支弁額（そ の額が42,500円 を超えるときは、 42,500円とする。）
D 9		1,632,000を超え 2,303,000以下	その月における その被措置者に 係る母子保護の

		実施に要する費用の支弁額（その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。）
D 10	2,303,000を超え 3,117,000以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。）
D 11	3,117,000を超え 4,173,000以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。）
D 12	4,173,000を超え 5,334,000以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。）
D 13	5,334,000を超え 6,674,000以下	その月におけるその被措置者に係る母子保護の

			実施に要する費用の支弁額（その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。）
D 14		6,674,000を超える	その月におけるその被措置者に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額

〔備考〕

1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD 1からD 14までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「出産一時金」とは、妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額をいう。

- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表にかかわらず、当該階層の費用の額（月額）は0円とする。
- (1) 扶養義務者のいない単身世帯
 - (2) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設給付費若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条に定める自立支援給付（同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までに規定するサービスに係るものに限る。）の受給者又は同法附則第22条の規定による支給決定を受けている者を除く。）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) その他保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯
- 5 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、これを行わないものとする。
- (1) その妊産婦の属する世帯の階層区分がこの表のD1からD14までの階層であるとき（真にやむを得ない特別の理由がある場合でD1階層のうち所得税の額が8,400円以下のときを除く。）。
 - (2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がこの表のA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が350,000円以上であるとき。
- 6 助産の実施に要する費用の額（月額）に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

7 助産の実施に要する費用の額（月額）は、その助産の実施を開始した日から解除される日までの期間に係る費用の額とみなす。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

津市告示第117号

下記の者の差押調書、配当計算書、充当通知書及び債権差押解除通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年6月16日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書、配当計算書、 充当通知書、債権差押解 除通知書

津市告示第118号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年6月17日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
津市白山町南出734番地	有限会社S・K・O	督促状

津市告示第 1 1 9 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 8 2 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
広明町地内ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日
平成 2 0 年 5 月 1 4 日から 2 2 日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）

津市建設部津北工事事務所補修担当

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第120号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成20年6月18日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1304233	平成19年10月1日	平成20年6月8日

津市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年美杉村告示第84号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月18日

津市長 松田直久

1 届出者

伊勢地区

三重県津市美杉町石名原1681番地3

代表者 堀井一弘

2 変更に係る事項

規約の変更

変更前	第12条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
変更後	第12条 役員の任期は3年とする。ただし、区長の任期は2年とし、役員の再任は妨げない。

3 変更の理由及び年月日

高齢化による区長の職務負担の軽減を図るため、任期を2年にし、平成20年5月24日の通常総会において改正する。

津市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成19年津市告示第169号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月23日

津市長 松田直久

1 届出者

三多気区

三重県津市美杉町三多気378番地

代表者 尾畑 和明

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松井 理 三重県津市美杉町三多気421番地
変更後	尾畑 和明 三重県津市美杉町三多気378番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成20年1月14日より新任

津市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成20年3月31日及び平成20年5月19日に専決処分した予算の要領及び平成20年6月23日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成20年6月30日

津市長 松田直久

- 1 平成20年3月31日専決処分した予算
平成19年度津市一般会計補正予算（第7号）
平成19年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 2 平成20年5月19日専決処分した予算
平成20年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成20年6月23日議決を経た予算
平成20年度津市一般会計補正予算（第1号）

平成19年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成19年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,650,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19 繰入金		3,222,316	△143,800	3,078,516
	2 基金繰入金	3,221,716	△143,800	3,077,916
22 市債		3,729,800	130,300	3,860,100
	1 市債	3,729,800	130,300	3,860,100
歳入合計		93,663,646	△13,500	93,650,146

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		12,490,999	△13,500	12,477,499
	5 都市計画費	7,923,642	△13,500	7,910,142
歳出合計		93,663,646	△13,500	93,650,146

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市下水道整備事業	千円 147,800	証券借入 又は 証券発行	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	千円 268,800	証券借入 又は 証券発行	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公園整備事業	83,200				千円 92,500			

平成19年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		623,479	△13,500	609,979
	1 繰入金	623,479	△13,500	609,979
6 市債		394,300	13,500	407,800
	1 市債	394,300	13,500	407,800
歳入合計		1,199,147		1,199,147

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 土地区画整理事業費		1,113,025		1,113,025
	1 事業費	1,113,025		1,113,025
歳出合計		1,199,147		1,199,147

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 394,300	証券借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	千円 407,800	証券借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成20年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度津市の老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,664,184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 支 払 基 金 交 付 金		2,327,517	64,478	2,391,995
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,327,517	64,478	2,391,995
2 国 庫 支 出 金		1,347,266	204,512	1,551,778
	1 国 庫 負 担 金	1,347,266	204,512	1,551,778
3 県 支 出 金		336,816	18,236	355,052
	1 県 負 担 金	336,816	18,236	355,052
歳 入 合 計		4,376,958	287,226	4,664,184

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 前 年 度 繰 上 充 用 金			287,226	287,226
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金		287,226	287,226
歳 出 合 計		4,376,958	287,226	4,664,184

平成20年度津市一般会計補正予算（第1号）

平成20年度津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,889,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 県 支 出 金		4,707,045	26,044	4,733,089
	2 県 補 助 金	1,392,680	19,208	1,411,888
	3 委 託 金	653,047	6,836	659,883
19 繰 入 金		5,391,177	73,804	5,464,981
	2 基 金 繰 入 金	5,390,577	73,804	5,464,381
歳 入 合 計		93,789,622	99,848	93,889,470

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民 生 費		26,365,388	62,212	26,427,600
	1 社 会 福 祉 費	13,208,060	62,212	13,270,272
4 衛 生 費		7,470,280	30,800	7,501,080
	4 清 掃 費	4,355,981	30,800	4,386,781
10 教 育 費		9,080,193	6,836	9,087,029
	1 教 育 総 務 費	1,744,617	6,836	1,751,453
歳 出 合 計		93,789,622	99,848	93,889,470

津市公告第 85 号

津市が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

平成 20 年 6 月 16 日

津市長 松田直久

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札参加者に必要な資格要件

事後審査型入札に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあつては、市長が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が 1 年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」という。）から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（本市から再認定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（本市から再認定を受けた者を除く。）

でないこと。

- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他市長が事後審査型入札に係る参加業者として不相当であると認める者でないこと。

2 設計書及び設計図書の閲覧等

建設工事等に係る設計書及び設計図書については、個別公告で示す期間、総務部調達契約課並びに津北工事事務所及び津南工事事務所（以下「総務部調達契約課等」という。）において閲覧に供するほか、当該公告で示す販売店において有償で頒布する。

3 入札参加方法等

- (1) 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す参加に係る資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとする。
- (2) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、調達契約課への持参は認めない。
- (3) 封筒は、市が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (4) 個別公告で示した入札書提出期限までに郵便事業株式会社津支店必着とする。
- (5) 宛先
〒514-8799
郵便事業株式会社津支店留 津市役所 調達契約課 宛
- (6) 入札回数は、1回とする。

4 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札人の住所・氏名・印、入札金額、工事名、工事場所及び落札可能件数を記入すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

- (3) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

5 積算内訳書

- (1) 入札書の入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札書の入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがある。

6 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定する。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができる。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定する。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (8) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (9) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかなる者が入札をしたとき。

- (10) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (11) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (12) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (13) 本市が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (14) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (18) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- (19) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- (20) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

9 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び次に掲げる確認資料を調達契約課へ提出するものとする。

(1) 建設工事の場合

- ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあつては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）
- イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）
- エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- オ 同種工事の施工実績届出書
- カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証（総務部調達契約課等が発行したもの）
- キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

- ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類

- イ 直近決算における現況報告書（副本）の写し
 - ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
 - エ 配置予定技術者の資格証の写し等
 - オ 同種業務の履行実績届出書
 - カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証（総務部調達契約課等が発行したもの）
 - キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料
- (3) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければならない。
- (4) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなす。

10 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合は、委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求めることができる。
- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとする。

11 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及びあ

らかじめ個別公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

1.2 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

1.3 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにする。

1.4 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにする。

1.5 入札の中止等

- (1) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

1.6 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。